

平成22年度

政策提言等に関する報告

平成23年 3月 2日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から設置され、毎年度提言を行ってきたが、平成22年度も、引き続き、新たな委員で政策提言案の検討等に取り組んだ。

平成22年6月1日に第1回委員会を開催して以後、全議員を対象として実施した政策提言等に関する意向調査結果を踏まえて検討項目を決定し、検討項目に関する現状、課題等の把握を行い、対応策や提言内容について、委員間で論議を重ねてきた。

その結果、「入札・契約制度」、「住宅建設におけるかごしま材の利用促進」、「うつ病対策」について提言を行った。

本報告書は、平成22年度の当委員会の検討経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	鶴 蘭	真佐彦
	副委員長	青 木	寛
	委員	園 田	豊
	委員	田 中	良 二
	委員	禧 久	伸一郎
	委員	通 畠	幸 一
	委員	吉 留	厚 宏
	委員	まつざき	真琴
	委員	堀之内	芳 平
	委員	持 富	八 郎
	委員	鶴 田	志 郎
	委員	日 高	滋
	委員	上 村	勝 行

目 次

1 委員会の活動経過	1
（1）委員会の行う検討・調査事項	1
（2）議員への意向調査の実施	1
（3）検討項目の決定	1
（4）委員会の開催状況	2
（5）検討結果等	4
ア 検討結果の概要	
イ 検討項目ごとの概要	
2 提言	6
（1）「入札・契約制度について」（政策提言）	6
ア 提言項目	
イ 提言全文	
（2）「住宅建設におけるかごしま材の利用促進について」（政策提言）	7
ア 提言項目	
イ 提言全文	
（3）「うつ病対策について」（政策提言）	8
ア 提言項目	
イ 提言全文	

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ア 議会が知事及び教育委員会等に対して行う政策提言案
- イ 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成22年4月、議員が認識している政策課題や県政への提言等を把握するため、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる28件の提案がなされた。

提案項目件数 28件（政策提言 18件 政策条例 10件）

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

公契約条例

住宅建設におけるかごしま材の利用促進（地材地建，住宅リフォーム助成制度の導入）

うつ病対策

(4) 委員会の開催状況

平成22年6月1日に第1回委員会を開催して以後、平成22年度中に委員会を11回開催した。委員会の中では、検討項目ごとに担当委員が課題等の説明を行うほか、県当局からの現状等の聴取も実施して、委員間で議論を行った。

なお、関係の常任委員会委員長にもオブザーバーとして出席を求めた。

平成22年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

月 日	会議名等	協議内容等
H22. 4 ~ 5	意向調査の実施	・全議員を対象とする意向調査
H22. 6. 1	第1回委員会	・正副委員長の選出 ・検討の進め方等について
H22. 6. 3	第2回委員会	・政策提言及び政策条例の検討項目の選定について
H22. 6. 7	第3回委員会	・検討項目の決定について（3項目）
H22. 6.21	第4回委員会	・「公契約条例」について （出納局，商工労働水産部，土木部及び県立病院局から現状等の聴取）
H22. 7.16	第5回委員会	・「住宅建設におけるかごしま材の利用促進（地材地建，住宅リフォーム助成制度の導入）」について （土木部及び環境林務部から現状等の聴取） ・「公契約条例」について
H22. 8.10	第6回委員会	・「うつ病対策」について （保健福祉部から現状等の聴取） ・「公契約条例」について ・「住宅建設におけるかごしま材の利用促進」について
H22. 8.31	第7回委員会	・「公契約条例」について ・「住宅建設におけるかごしま材の利用促進」について ・「うつ病対策」について

月 日	会議名等	協議内容等
H22. 9.13	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「うつ病対策」について ・「住宅建設におけるかごしま材の利用促進」について ・「公契約条例」について
H22. 9.22	第9回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「入札・契約制度」について ・「住宅建設におけるかごしま材の利用促進」について ・「うつ病対策」について
H22. 9.28	第10回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提言の最終案の取りまとめ
H22. 9.29	議長への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・提言案 1「入札・契約制度について」 ・提言案 2「住宅建設におけるかごしま材の利用促進について」 ・提言案 3「うつ病対策について」 ・公契約における企業の健全経営及び適正な労働条件の確保を求める意見書案
H22.10. 7	議長から知事への提言（副議長及び正副委員長同席）	<ul style="list-style-type: none"> ・「入札・契約制度について」 ・「住宅建設におけるかごしま材の利用促進について」 ・「うつ病対策について」
H23. 3. 2	第11回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・政策提言等に関する報告（案）について

(5) 検討結果等

ア 検討結果の概要

各検討項目の「公契約条例」、「住宅建設におけるかごしま材の利用促進(地材地建,住宅リフォーム助成制度の導入)」及び「うつ病対策」について検討した結果,全て提言とすることとした。

なお,これらはいずれも平成22年10月に議会から知事に政策提言された。

イ 検討項目ごとの概要

1) 「公契約条例」

公契約における価格競争の激化は,品質の低下や,労働者の賃金や事故発生等への影響が危惧され,さらに,事業者の経営悪化等を招くことになりかねず,技術力を備え,災害発生時の緊急対応等に一定の役割が期待される地域の業者の育成が阻害されることも懸念される。

透明性・公正性を確保しながら,過度の低価格競争を防止し,良質な公共サービスの安定的提供,県内業者の経営健全化,安全で適正な労働条件の確保などの社会的要請にバランスよく対応し,もって,地域の活性化を図るため,適正な入札・契約制度の構築に向けて更に取り組んでいく必要がある。

このようなことから,「入札・契約制度」に関して,良質な公共サービスの安定的提供と県内業者の経営健全化及び安全で適正な労働条件の確保の観点から,公共事業,業務委託及び物品調達について議長に提言を行った。

なお,公契約条例の制定については,現行の労働法制等との調整が必要であることから法制度での検討を国に委ねることとし,「公契約基本法」(仮称)の制定の検討を求める意見書を国に提出するよう,併せて議長に報告した。

2) 「住宅建設におけるかごしま材の利用促進」

本県のスギ・ヒノキの民有林の8割は,木材として利用可能な状況にあるが,本県の林家の経営規模や製材工場の規模は小さく,高コスト傾向となっているため,多くの県外材が県内に流入し,住宅建設において,かごしま材が積極的に利用されている状況にあると

は言い難い。

かごしま材の利用による住宅建設・リフォームの促進は、地域経済への波及効果が大きく、林業・住宅建設関係の中小企業等の雇用創出、さらに、中山間地域等の活性化にも貢献するものと考えられ、また、地球温暖化対策の面からも、関係機関と一体となって、かごしま材の木造住宅建設の促進につなげていくよう工夫する必要がある。

このようなことから、かごしま材を利用した木造住宅の炭素固定量を一定の基準で認証する制度の創設及び支援制度の検討、かごしま材を利用した木造住宅の新築及びリフォームについての支援方策等の検討、規模の拡大等による低コストで安定的な供給体制の整備に向けた取組、利用促進の啓発の工夫及び公共施設における利用の積極的推進を内容とする提言を議長に行った。

3) 「うつ病対策」

我が国の自殺者数は、平成10年以来12年連続で3万人を超え、深刻な社会問題となっている。多くの自殺者はうつ病等の精神疾患に罹患しているなど精神医療上の問題を抱えており、これを早期に発見し、適切な治療につなげることによって、多くの自殺を防ぐことができると考えられ、うつ病の対策が喫緊の課題となっている。

うつ病に係る啓発等により、県民の理解をさらに深めるとともに、自覚のないままに悩んだり、治療をしていない本人や、家族など周囲の人々の相談や支援のため、人材を育成し、予防から、早期発見・早期治療、職場復帰等までのあらゆる場面において、きめ細かい対応が必要である。そのため、必要な予算を確保し、関係機関等と密接に連携して、事業の継続等に取り組む必要がある。

このようなことから、全庁的な連携強化及び関係機関・団体等との連携強化、うつ病への理解及び予防等についての県民への周知、相談窓口の充実と人材育成、復帰支援の充実、予算の確保、研究等の推進及び認知行動療法の普及を図るための環境整備を国に要望することを内容とする提言を議長に行った。

2 提言

(1)「入札・契約制度について」(政策提言)

ア 提言項目

1) 公共事業

公共工事について，引き続き地元優先発注に努め，下請けや資機材の確保・調達においても地元業者の受注機会の拡大を図ること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議にある「建設労働者の賃金，労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」について本県においても十分留意すること。

入札・契約制度については，これまでも改善されてきているが，依然として低価格入札の弊害が懸念されており，引き続き，入札・契約制度の改善を図ること。

入札監視委員会については，平成21年4月から，談合情報に係る対応を審査する機能が新たに付与されたが，引き続き，入札監視委員会の機能を最大限活用すること。

2) 業務委託

県有施設の清掃委託において，低価格で落札した業者が，他の業者に実際の業務を委託したり，低賃金での雇用が発生することのないよう監視を行うこと。

予算が削減される中で，保守点検等法的義務付けのある業務が優先される傾向にあることから，県有施設の清掃業務等にシワ寄せが生じ，品質の劣化を招くおそれがあるので，適切な予算措置を講じること。

また，品質の管理についても，的確なチェックを行うこと。

清掃業務入札に当たっては，不当なダンピングを排除するため，最低制限価格の適正な設定に配慮すること。

業務委託に当たっては，経営と雇用の安定を図る観点から，長期継続契約も検討すること。

委託，派遣の職場においては雇用の不安定化が懸念されるので，県民の雇用の安心・安定を確保するために特段の配慮を行うこと。

3) 物品調達

予算が削減される中で，競争の激化に伴う低価格化により，県内各地域の物品納入業者の健全経営が阻害されることのないよう，物

品調達に際しては、地域の業者への配慮を検討すること。

4) 公契約条例

地方公共団体における「公契約条例」の制定については、現行の労働法制等との調整が必要であることから、県議会においては国に対して、「公契約基本法」(仮称)の制定の検討を求める意見書を提出することにするので、県においても国に対して同様に、強く働きかけを行うこと。

イ 提言全文

別紙 1 のとおり

平成22年9月29日に議長へ報告。

(2) 「住宅建設におけるかごしま材の利用促進について」(政策提言)

ア 提言項目

- 1) 木造住宅は、炭素を長期的に固定化する機能を有し、地球温暖化対策にも資することから、かごしま材を利用した木造住宅の炭素固定量を一定の基準で認証する制度を創設するとともに、認証住宅に対するの支援制度を関係機関と協力して検討すること。
- 2) かごしま材を利用した木造住宅建設促進のため、住宅の新築及びリフォームについての支援方策等を検討すること。
- 3) かごしま材の生産・加工体制は小規模であることから、今後、規模の拡大等により、低コストで安定的な供給体制の整備に向けて一層取り組むこと。
- 4) かごしま材の利用促進の啓発について一層工夫を行うとともに、公共施設におけるかごしま材の利用を更に積極的に推進すること。

イ 提言全文

別紙 2 のとおり

平成22年9月29日に議長へ報告。

(3)「うつ病対策について」(政策提言)

ア 提言項目

- 1) うつ病対策については、官民一体となって総合的に取り組む必要性があり、全庁的な連携強化、さらには、関係機関・団体等との連携強化に取り組むこと。
- 2) うつ病の理解、予防等について、県民への周知方法をさらに工夫し、幅広く周知されるように努めること。
- 3) うつ病の早期発見・早期治療のため、技術的中核となる精神保健福祉センターを中心に、うつ病の相談窓口がわかりやすく、相談しやすくなるような環境づくりをさらに行うとともに、かかりつけ医をはじめ、相談・支援等の対応ができる人材を幅広く育成するよう一層取り組むこと。
- 4) うつ病で休んでいる方の職場復帰等を円滑に進めるため、職場における復帰支援が適切に行われるよう助言・相談を行う労働局、産業保健推進センター等と連携、協力するとともに、地域、職場、学校との連携を強化し、相談等の復帰支援の充実に一層取り組むこと。
- 5) 地域自殺対策緊急強化基金は平成23年度までとなっているが、自殺・うつ病対策は、持続的に行う必要がある。平成23年度予算においては、基金のさらなる有効活用等を図るため、事業の前倒しなど工夫して取り組むとともに、継続して事業を行うために、国に対し要望するなど、平成24年度以降の予算の確保に取り組むこと。
また、国に対して、うつ病対策事業の所要の予算額確保について要望すること。
- 6) 国に対して、うつ病の研究等の一層の推進及び新たに診療報酬で認められた認知行動療法の普及を図るための早急な環境整備を要望すること。

イ 提言全文

別紙3のとおり

平成22年9月29日に議長へ報告。

入札・契約制度について

1 提言の背景

(1) 最近の状況等

地方公共団体の入札・契約の手続きは地方自治法等に規定されており、入札・契約は、基本的に入札価格を基準とした競争により、また、最小の経費で最大の効果を上げるという経済性の原則に則って行われることとなっている。競争により、最も安価で事業者から調達することは、地方公共団体、さらに住民にとっても利益となるものである。

こうした中、公共工事の入札においては、競争性を確保しつつ地域性への配慮も必要であるとして、平成20年3月、県議会は知事に対し「入札制度の改革」について申入れを行った。県内建設業者の受注機会の確保、適正な工事等の確保として、総合評価方式の導入、低価格入札対策の見直し、公平性、透明性の確保などについて申し入れた。また併せて、測量・建設コンサルタント業務、物品調達、業務委託などについても改善の検討を行うよう意見を付した。

県当局においては、これを受け、格付制度を含め、総合評価方式の拡充、電子入札の拡大、情報公開など入札制度全般の見直しに取り組み、これまで一定の成果を上げてきている。

しかしながら、世界の金融は百年に一度と言われる危機に陥り、世界的な景気後退が発生し、いわゆる派遣切り等の非正規労働者の雇い止めが発生するなど、雇用への不安は大きくなった。その後、経済対策等により、生産は持ち直してきているものの、雇用情勢など、県内経済は依然として厳しい状況が続いている。

一方、公共サービスにおいては一層の効率化が求められ、一般競争入札の拡大等が進み、また、公共事業の予算の削減等を背景に、価格競争は厳しいものとなっている。

価格競争の激化は、品質の低下や、労働者の賃金や事故発生等への影響が危惧され、さらに、事業者の経営悪化等を招くことになりかねず、技術力を備え、災害発生時の緊急対応等に一定の役割が期待される地域の業者の育成が阻害されることも懸念される。

このようなことから、透明性・公正性を確保しながら、過度の低価格競争を防止し、良質な公共サービスの安定的提供、県内業者の経営健全化、安全で適正な労働条件の確保などの社会的要請にバランスよく対応し、もって、地域の活性化を図るため、適正な入札・契約制度の構築に向けて更に取り組んでいく必要がある。

(2) 今後の方向性

良質な公共サービスの安定的提供と県内業者の経営健全化

談合等不正のない公正な競争の下で、価格競争の激化による悪循環を回避し、良好な品質で安定的な公共サービスの提供がなされるよう、地域にとって真に必要な、技術と経営に優れた業者の育成、経営健全化を図り、県内経済の活性化を図る必要がある。

安全で適正な労働条件の確保

元請業者から下請を含む全ての労働者にとって、雇用、安全の確保、賃金、労働時間等の労働条件の改善を図り、安心して働ける環境づくりを推進し、働きがいのある真の豊かさを実感できる社会の実現を図る必要がある。

こうした観点から、「公契約条例」について各面から検討を行ってきたが、条例の制定については、現行の労働法制等との調整が必要であることから法制度での検討を国に委ねることとし、最近の厳しい経済情勢等を鑑み、これまでの検討も踏まえて、「入札・契約制度」に関して次のとおり提言する。

2 提 言

(1) 公共事業

公共工事について，引き続き地元優先発注に努め，下請けや資機材の確保・調達においても地元業者の受注機会の拡大を図ること。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議にある「建設労働者の賃金，労働条件の確保が適切に行われるよう努めること」について本県においても十分留意すること。

入札・契約制度については，これまでも改善されてきているが，依然として低価格入札の弊害が懸念されており，引き続き，入札・契約制度の改善を図ること。

入札監視委員会については，平成21年4月から，談合情報に係る対応を審査する機能が新たに付与されたが，引き続き，入札監視委員会の機能を最大限活用すること。

(2) 業務委託

県有施設の清掃委託において，低価格で落札した業者が，他の業者に実際の業務を委託したり，低賃金での雇用が発生することのないよう監視を行うこと。

予算が削減される中で，保守点検等法的義務付けのある業務が優先される傾向にあることから，県有施設の清掃業務等にシワ寄せが生じ，品質の劣化を招くおそれがあるので，適切な予算措置を講じること。また，品質の管理についても，的確なチェックを行うこと。

清掃業務入札に当たっては，不当なダンピングを排除するため，最低制限価格の適正な設定に配慮すること。

業務委託に当たっては，経営と雇用の安定を図る観点から，長期継続契約も検討すること。

委託，派遣の職場においては雇用の不安定化が懸念されるので，県民の雇用の安心・安定を確保するために特段の配慮を行うこと。

(3) 物品調達

予算が削減される中で，競争の激化に伴う低価格化により，県内各地域の物品納入業者の健全経営が阻害されることのないよう，物品調達に際しては，地域の業者への配慮を検討すること。

(4) 公契約条例

地方公共団体における「公契約条例」の制定については、現行の労働法制等との調整が必要であることから、県議会においては国に対して、「公契約基本法」(仮称)の制定の検討を求める意見書を提出することにするので、県においても国に対して同様に、強く働きかけを行うこと。

参 考 現状・取組等

本県の財政状況は依然として厳しい状況にあるが、県においては、峻別と重点化により、必要な予算を確保し、入札・契約における競争性・透明性の向上、品質の確保の取組とともに、地域要件の設定、総合評価方式の試行、最低制限価格の見直し、分離・分割発注の実施、下請を含む県内業者や資機材の優先活用の促進など、地元業者の受注機会の確保と地域経済の活性化に配慮した取組が行われている。

1 公共事業

(1) 県内の建設業者の推移

景気低迷と公共事業の減少等を背景に、県内建設業者数は減少している。

県内建設業許可業者数、県建設工事入札参加資格者数の推移 (4月1日現在)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
許可業者数	大臣許可	88	81	75	78	74
	知事許可	6,592	6,417	6,268	6,091	6,049
	合 計	6,680	6,498	6,343	6,169	6,123
入札参加資格者数	県内業者	4,149	3,905	3,939	3,566	3,351
	県外業者	806	739	779	685	592
	合 計	4,955	4,644	4,718	4,251	3,943

- (2) 土木部発注工事の入札・契約状況（漁港工事を含み、随意契約は除く）
一般競争入札の拡大等が図られるとともに、落札率についても低下している。

入札方式別対象額

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(WTO対象)一般競争	24.3億円以上	24.1億円以上	24.1億円以上	26.3億円以上	26.3億円以上
一般競争	10億円以上	10億円以上	1億円以上 5千万円以上	5千万円以上	5千万円以上
公募型指名競争	1億円以上	1億円以上	×廃止	×	×
指名競争	1億円未満	1億円未満	1億円未満 5千万円未満	5千万円未満	5千万円未満

発注件数の推移

(単位：件)

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(WTO対象)一般競争	1	0	0	1	2
一般競争	1	4	105	301	304
公募型指名競争	107	91	—	—	—
指名競争	4,116	4,073	3,191	2,936	3,578
全体	4,225	4,168	3,296	3,238	3,884

発注額（当初契約額）の推移

(単位：百万円)

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(WTO対象)一般競争	3,213	0	0	4,405	5,471
一般競争	998	4,321	25,930	35,900	33,048
公募型指名競争	25,958	21,459	-	-	-
指名競争	69,080	70,518	53,417	36,519	48,264
全体	99,249	96,298	79,347	76,824	86,783

落札率の推移

(単位：%)

区 分	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
(WTO対象)一般競争	93.6	-	-	63.2	68.0
一般競争	94.8	89.1	91.6	88.0	91.0
公募型指名競争	95.0	92.0	-	-	-
指名競争	95.7	95.4	94.0	93.5	94.0
全体	95.7	95.3	93.9	93.0	93.8

落札率は、個々の落札率の合計を件数で除した単純落札率で集計

(3) 入札監視委員会の取組

県入札監視委員会において、県発注工事の入札・契約の手続きの運用について、指名業者の選定理由や契約の経緯について審査するとともに、平成21年4月からは、委員会に談合情報に係る県の対応の適否を審査する機能を新たに付与し、一層の機能強化を図っている。

県発注工事（土木一式工事）の入札・契約制度等

格付けごとの標準発注額	A級：4,000万円以上　B級：2,000万円以上4,000万円未満 C級：800万円以上2,000万円未満　D級：800万円未満		
予定価格の公表	予定価格1億円未満：事前公表　予定価格1億円以上：事後公表		
入札方式	一般競争入札（WTO）：予定価格23億円以上（平成22～23年度） 条件付一般競争入札（JV型）：設計額3億円以上23億円未満 条件付一般競争入札（単体型）：＼ 5,000万円以上3億円未満 指名競争入札：＼ 5,000万円未満		
電子入札	全工事及び全業務委託で本格運用		
地域要件等	条件付一般競争	J 3～23億円	代表者：県内に主たる営業所 構成員：管内に主たる営業所
		V 1～3億円	県内に主たる営業所かつ管内に営業所
	単体	5千万～1億円	県内に主たる営業所かつ管内に次のいずれかの営業所 主たる営業所 従業員2名以上かつ設置期間10年以上 従業員2名以上かつ平成19年12月31日以前に設置され、施工地管内で県発注指名競争入札の施工実績有り
	指名競争		地域性，経営状況，信用度，手持工事量，技術的適性，安全管理の状況，労働福祉の状況等を勘案して選定
総合評価方式（試行）	平成22年度は特別簡易型を試行（県全体で130件程度）		
	試行対象	条件付一般競争 指名競争	土木一式：5千万円～1億円 海上工事，建築一式：5千万円～3億円 舗装工事：1.2千万円～5千万円
最低制限価格	対象工事：予定価格250万円超～23億円未満 （23億円以上は，最低制限価格制度を適用せず低入札価格調査制度を適用）		
	算定	条件付一般競争 指名競争	公契連モデル*×1.05 公契連モデル
施工体制，下請の点検等			
下請通知書等の提出（土木工事）	下請通知書：元請額1,500万円以上で，下請が発生したものの施工体系図：元請額1,500万円以上で，下請が発生したものの施工体制台帳：下請額の総額3,000万円以上の工事		
施工体制点検（土木工事）	対象工事：元請額1,500万円以上の工事全て 点検内容：施工体制台帳の記入内容の確認及び現場施工体制の確認		
下請代金の支払い点検等（土木工事）	対象工事：下請額の総額3,000万円以上で，下請額500万円以上の工事ごと 内容等：下請通知書に併せ，対象工事の請負代金内訳書の提出義務 施工体制点検時に，支払い状況の聞き取りを実施		
県内下請事業者，資材の優先活用	・全ての工事を対象に，特記仕様書に明示 ・活用しない（できない）場合に，不使用等状況報告書を提出させる		

公契連モデル：予定価格の7/10～9/10の範囲で，次の合計額（直接工事×95%
+ 共通仮設費×90%+ 現場管理費×70%+ 一般管理費×30%）

2 業務委託

(1) 県庁舎の清掃業務及び設備管理業務に係る委託状況

清掃業務委託等については、競争入札導入や、業務の内容について随時見直しを行ってきていることもあり、価格は低下している。

委託料の推移（平成14年度を100とした場合）（単位：％）

件名 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
行政庁舎等清掃業務	100.0	55.0	53.9	42.1	35.6	22.8	32.3	32.7	27.5
県庁舎建築設備保全業務	100.0	54.9	76.8	65.5	65.5	67.1	67.2	67.2	67.2

(2) 清掃業務及び設備管理業務の入札・契約制度等

業 務	清 掃	設備管理
格付け	2段階 A級：500万円以上 B級：500万円未満	無
入札方式（県庁舎）	一般競争入札	指名競争入札 （特定の業者でしかできない一部業務については随意契約）
地域要件等	県内に本社を有すること	原則，県内に本社を有する業者を指名
最低制限価格	予定価格が概ね300万円以上3,000万円未満について実施（3,000万円以上は，最低制限価格制度を適用せず低入札価格調査制度を適用）	予定価格が概ね300万円以上で，業務員が常駐し，設備等の点検，保守及び監視等を行う業務について実施
算定方法	工事請負契約に係る算定を参考に，最低賃金，直接物品費及び業務管理費等を勘案	工事請負契約に係る算定を参考に，最低賃金，直接物品費及び業務管理費等を勘案
賃金の点検等	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金支払台帳等を確認（入札参加資格審査時） ・一括して他に委託することを禁止（契約条項） ・最低賃金法など法令等の遵守（契約条項） 	

3 物品調達

物品調達は、本庁においては、調達事務の効率化や入札等の参加業者の負担軽減を図るため、「鹿児島県用品集中調達規則」により、出納局管理調達課において、入札・契約、支払事務を一括して行う「集中調達」を実施しているほか、年度当初に管理調達課で契約した「年間単価契約品」及び動物、植物等は「集中調達品目」から除外し、各所属において直接購入している。

また、地域振興局等においては、各所属において直接購入している。

調達に当たっては、地元業者等への配慮という考え方から

- ・ 地元業者育成のため、地元業者を優先的に指名する。
- ・ 中小業者育成のため、原則として銘柄指定を行わず、分割発注に努め、受注機会の拡大を図る。
- ・ 積極的に障がい者を雇用している業者等を優先的に指名する。

等を基本的な方針と定め、物品購入等を行っている。

物品調達の方法

区 分	調達主体	調達方法	内 容
本庁	管理調達課 (集中調達)	一般競争入札	予定価格 3,000万円以上 (WTO 案件)
		指名競争入札	" 50万円超3,000万円未満
		見積合わせ	" 5万円以上50万円以下
		1者随意契約	" 5万円未満
	各所属	単価契約物品	88品目
		除外物品	16品目
地域振興 局等	各所属	一般競争入札	予定価格 3,000万円以上 (WTO 案件)
		指名競争入札	" 160万円超3,000万円未満
		見積合わせ	" 5万円以上160万円以下
		1者随意契約	" 5万円未満

3,000万円未満の契約でも、一般競争入札により契約している事例もある。

住宅建設におけるかごしま材の利用促進について

1 提言の背景

(1) 最近の状況

依然として厳しい経済情勢の中にあって、国は経済対策により、住宅建設等については、住宅ローン減税の拡大、住宅支援機構による優良住宅の金利引き下げ幅の拡大、エコ住宅への住宅版エコポイント制度創設などの取組を行っている。

また、本県では、平成21年度から3年間は、国の補助事業により、40億円から成る「森林整備推進等基金」が設置され、森林整備・木材の利用促進等に活用されている。

平成22年5月には、木材利用促進の観点から、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、今後、国産材の利用促進等に関する取組が期待される。

(2) 木造住宅

新築住宅戸数は全国、本県ともに減少してきており、特に平成21年度は、厳しい経済情勢により大幅に減少している。本県の新築住宅約8千戸のうち木造は約5千戸であり、木造住宅志向は依然として高い。

一方で、住宅需要実態調査によると、住宅改善計画は、「家を直す」（リフォーム）割合が増加してきており、さらに、バリアフリー、エコ等の観点からも、リフォームに一層シフトしていくと見込まれる。

木材は、断熱性・保温性等に優れているほか、森林は二酸化炭素を吸収し、また、木材は光合成によって固定された炭素を貯蔵する特性がある。したがって、住宅等に木材を利用することは、木材の中の炭素を長期間にわたって維持し、さらに、鉄等の資材に比較し、加工等に要する化石燃料が少なく済み、その分、二酸化炭素排出削減にもつながる。

(3) かごしま材

本県のスギ・ヒノキの民有林の8割は、木材として利用可能な状況にあるが、新築住宅戸数の減少等に伴い、かごしま材を利用した製材

品の生産量及び消費量は減少傾向にある。また、本県の林家の経営規模や製材工場の規模は小さく、高コスト傾向となっているため、多くの県外材が県内に流入している状況にある。

県の公共施設においては、かごしま材の利用が推進され、また、チップ材等での利用、県外・海外への出荷などに取り組んでいるものの、森林資源が豊富にありながら、住宅建設において、かごしま材が積極的に利用されている状況にあるとは言い難い。

(4) 木造住宅振興の必要性

かごしま材の利用による住宅建設・リフォームの促進は、地域経済への波及効果が大きく、林業・住宅建設関係の中小企業等の雇用創出、さらに、中山間地域等の活性化にも貢献するものと考えられる。

こうした中で、県民の木造住宅志向は高いが、かごしま材が十分に利用されていないことから、かごしま材のよさを周知するとともに、関係者と連携を図り、早急に低コスト化に取り組む必要がある。

また、炭素を固定するなどの木材の特性をとらえて、地球温暖化対策の面から、関係機関と一体となって、かごしま材の木造住宅建設の促進につなげていくよう工夫する必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提 言

- (1) 木造住宅は、炭素を長期的に固定化する機能を有し、地球温暖化対策にも資することから、かごしま材を利用した木造住宅の炭素固定量を一定の基準で認証する制度を創設するとともに、認証住宅に対しての支援制度を関係機関と協力して検討すること。
- (2) かごしま材を利用した木造住宅建設促進のため、住宅の新築及びリフォームについての支援方策等を検討すること。
- (3) かごしま材の生産・加工体制は小規模であることから、今後、規模の拡大等により、低コストで安定的な供給体制の整備に向けて一層取り組むこと。
- (4) かごしま材の利用促進の啓発について一層工夫を行うとともに、公共施設におけるかごしま材の利用を更に積極的に推進すること。

参 考

現状・取組等

1 住宅・公共施設

(1) 本県の状況等

世帯数と住宅数

全国，本県ともに，住宅数は世帯数を上回っている状況にある。

(全国：115% 本県：118%)

新築住宅着工戸数

全国，本県ともに，新築住宅着工戸数は減少してきている。一方，新築木造住宅の着工戸数の比率（木造率）は，上昇傾向にある。

単位：千戸，%

区 分		H 5 年度	H 2 0 年度	H 2 1 年度
全国	新築住宅戸数	1,510	1,039	775
	うち木造戸数	703	493	437
	木 造 率	46.5%	47.4%	56.3%
	戸建て住宅戸数(内数)	663	424	388
	うち木造戸数	541	363	334
	木 造 率	81.6%	85.7%	86.0%
本県	新築住宅戸数	16	11	8
	うち木造戸数	11	6	5
	木 造 率	69.9%	54.3%	65.4%
	戸建て住宅戸数(内数)	12	5	5
	うち木造戸数	11	5	4
	木 造 率	88.0%	90.1%	91.4%

木造率については実数による。

資料：国交省「住宅着工統計」

県の公共施設の木造化

本県においては，法令制限等により木造にできない施設を除いては，「公共施設等木材利用推進方針」等に基づき，公共施設の木造化に取り組んできている。

公共施設の木造化

区 分	H 2 0 年度		
	建築数 戸・棟	うち 木造数 戸・棟	木 材 使用量 m ³
総 数	522	291	6,618
施設の木造化率	77%		
県産材使用量	5,218 m ³		

施設の木造化率は，建築戸数から法令制限等により木造にできない施設数を除いて算出。 資料：林業振興課調べ

住宅のリフォームの状況

住宅需要実態調査によると，本県の住宅の改善計画について，「家を直す」（リフォーム）は，22.4%（昭和63年）から37.8%（平成20年）に増加している。

かごしま材の利用

新築住宅着工戸数の減少等に伴い、本県の製材品の生産量及び製材品の消費量については、減少傾向にある。なお、住宅へのかごしま材利用状況に関しての統計資料はないが、製材品のほとんどが住宅の建設等で消費されていることから、住宅建設に伴うかごしま材の消費量も減少傾向にある。

区分	H20年度
本県製材品生産量	A 191.6
県外への出荷量	B 69.1
県外からの入荷量	C 189.8
製材品県内消費量	D=A-B+C 312.3
本県製材品の県内消費量	E=A-B 122.5
本県製材品県内自給率	E/D 39.2%

資料：鹿児島県森林・林業統計

「認証かごしま材の家普及促進事業」

「認証かごしま材の家づくり」を支援するため、認証かごしま材を柱材の80%以上使用することなどの条件に適合するものを対象に、次の制度がある。

認証かごしま材の家 住宅瑕疵担保責任保険等支援制度

工務店等が、認証かごしま材の家について、住宅瑕疵担保責任保険等を利用する場合、その保険料の2/3を鹿児島県木造住宅推進協議会が助成する制度。

認証かごしま材の家金利優遇支援制度

認証かごしま材の家の新築・購入に対し、金融機関から融資を受ける際、住宅ローンの金利を優遇される制度。

「認証かごしま材」

県産材の利用を推進するため、「県内で育成，加工された丸太，製材品の中から，用途ごとに品質，寸法，乾燥等が日本農林規格（JAS）に準ずる品質を満足した材」をいう。

区分	H19年度	H20年度	H21年度
住宅瑕疵担保責任保険支援制度	26	43	52
金利優遇制度	5	4	3

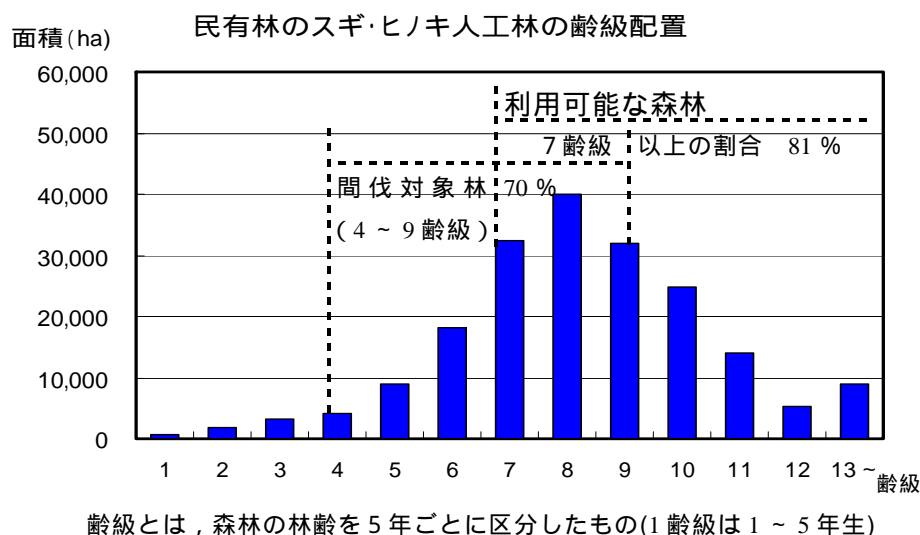
資料：住宅政策室調べ

2 木 材

(1) 森林資源の状況，本県の取組

森林資源等の状況

本県民有林では，スギ・ヒノキの人工林を中心に，7 齢級（30 年生）以上の利用可能な森林の割合が 8 割となっており，森林資源が着実に充実してきている。



林家の経営規模

本県の林家の経営規模は 5 ha 未満が 92% を占め，平均経営規模は 2.47 ha と零細である。

経営規模別林家数

(単位：戸，%)

区 分	総 数	1 ～ 5ha	5 ～ 10ha	10 ～ 20ha	20 ～ 50ha	50ha 以上
林家数	24,615	22,653	1,344	453	132	33
割 合	100.0	92.0	5.5	1.8	0.5	0.1

林家とは，1ヘクタール以上の所有権等を有する世帯。

資料:2005 年農林業センサス

林家 1 戸当たりの経営規模

(単位：ha)

区 分	全 国	九 州	本 県
経営規模	5.64	4.50	2.47

資料:2005 年農林業センサス

林業就業者数

平成 20 年度の本県の林業就業者数は 1,684 人と減少している。

木材供給

近年，利用可能な森林資源の充実や国産材志向の高まりなどにより，素材生産量は増加傾向にあるが，製材品生産量は新築住宅着工戸数の減少や県外出荷の不振等により減少傾向にある。

また，製材工場は規模が小さく，1 工場当たりの製材品生産量は，全国や九州の平均と比べ低位にある。

素材生産量の推移 (単位：千 m^3)

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	
生産量	412	415	419	489	476	
内訳	製材用	295	278	282	323	310
	チップ用	112	130	127	155	157
	その他	5	7	10	11	9

資料：県森林・林業統計

製材品生産量の推移 (単位：千 m^3)

区 分	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
生産量	256	239	212	199	192

資料：県森林・林業統計

製材品価格の推移 (単位：円/ m^3)

区 分	H16 年	H17 年	H18 年	H19 年	H20 年	H21 年
スギ製材品	34,700	32,600	32,600	33,900	30,100	28,400

資料：林業振興課調べ

製材工場の生産量等 (平成20年)

区 分	製材工場数	製材品生産量(千 m^3)	1工場当たり生産量(m^3)
本 県	214	192	907
九 州	1,125	2,178	1,936
全 国	7,378	10,884	1,475

資料：本県は林業振興課調べ，他は農林水産省「木材統計」

木材に関する新たな利用の動き

最近では国産材を利用したチップ，集成材・合板の生産量が増加傾向にあり，また，中国等への輸出，原油高騰を契機にした木質バイオマスを熱源としての利用の動きが見られる。また，地域の木材で地域の工務店が家づくりを行う「地材地建グループ」があり，年々，施工実績・グループ数とも増えてきている。

3 他県の支援制度(例)

【新築・購入】

県産材をある一定量以上使用して家を新築等する場合，1戸当たり20万円～30万円程度の助成制度，住宅金融ローンの金利優遇制度等を設けている県がある。

【増改築・リフォーム】

県産材をある一定量以上使用して増改築及びリフォームをする場合，1 m^2 当たり2000円程度，または1戸当たり10万円～20万円程度の助成を行っている県がある。

4 炭素固定量認証制度

炭素固定量認証制度とは，木が貯蔵している炭素を長期に固定する機能を利用し，県産材の利用による炭素固定量を県が認証することにより，県産材の利用促進及び森林資源の循環利用を進め，また，県民に森林や地球環境の保全に対する認識を深めてもらい，もって地球温暖化対策に資することを目的として，一部の県において設けられた制度である。

認証制度の効果として，マイホームの環境貢献度の「見える化」が図られ，また，金融機関との連携による金利優遇等が受けられる場合がある。

うつ病対策について

1 提言の背景

(1) うつ病の状況等

我が国の自殺者数は、平成10年以来12年連続で3万人を超え、また、人口10万人当たりの自殺による死亡率は、欧米の先進国と比較し突出して高い水準にあり、深刻な社会問題となっている。

自殺の背景には、経済・生活問題、健康問題、家庭問題など様々な要因が複雑に関係している。

人々を自殺に追い込んでいる様々な要因に対し、制度や慣行そのものを見直すこと、様々な要因で追い込まれている人に対し、相談・支援体制の整備・充実という社会的な取組を行うこと、また、多くの自殺者はうつ病等の精神疾患に罹患しているなど精神医療上の問題を抱えており、これを早期に発見し、適切な治療につなげることによって、多くの自殺を防ぐことができる。

自殺・うつ病対策については、平成18年に、自殺対策基本法が制定され、平成19年には、同法に基づく自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、さらに、平成21年度から3年間全国で、地域自殺対策緊急強化基金が設置され、本格的な取組が行われているところである。

本年9月の国の自殺総合対策会議において、自殺・うつ病に起因する経済的損失を年間約2.7兆円にのぼると推計しており、社会的損失は大きい。国においては、一層の対策を集中的に進めるために、関係大臣等による「自殺対策タスクフォース」を設置するなど、対策を強化している。

厚生労働省の「患者調査」によると、我が国の躁うつ病を含む気分障害の総患者数は、平成8年に約43万人であったものが、平成20年には約104万人と推計され、約2.5倍に増加している。実際には、受診していない多くの患者がいると考えられ、うつ病を経験した者は、厚生労働省の研究によると、約15人に1人と推計されるように、国民の多くが経験している、身近な病気として受け止められつつある。

このような現状に鑑み、自殺の大きな要因であるうつ病の対策が喫緊の課題となっている。

(2) 治療法の状況等

うつ病の治療法として、休養と抗うつ薬の服用が主として行われているが、これまでの研究等で、認知行動療法も有効であるとして、平成22年度から医療保険の診療報酬で算定が認められた。今後、治療を行う医師の養成等が行われることになっているが、当該治療法の普及のための環境整備をはじめ、うつ病の研究等がさらに進められていく必要がある。

(3) うつ病対策の必要性

うつ病については、県においてこれまでも、関係機関等と連携し、様々な取組を行っている。

うつ病は、誰でもかかる可能性のある病気であり、心身の状態を悪化させ、命を失う可能性があること、生活に支障を与えることなど、そのもたらす影響の大きさ等から、国家的な課題となっており、なお一層の、早急な実効ある取組が求められている。

うつ病に係る啓発等により、県民の理解をさらに深めるとともに、自覚のないままに悩んだり、治療をしていない本人や、家族など周囲の人々の相談や支援のため、人材を育成し、予防から、早期発見・早期治療、職場復帰等までのあらゆる場面において、きめ細かい対応が必要である。そのため、必要な予算を確保し、関係機関等と密接に連携して、事業の継続等に取り組む必要がある。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提 言

- (1) うつ病対策については，官民一体となって総合的に取り組む必要性があり，全庁的な連携強化，さらには，関係機関・団体等との連携強化に取り組むこと。
- (2) うつ病の理解，予防等について，県民への周知方法をさらに工夫し，幅広く周知されるように努めること。
- (3) うつ病の早期発見・早期治療のため，技術的中核となる精神保健福祉センターを中心に，うつ病の相談窓口がわかりやすく，相談しやすくなるような環境づくりをさらに行うとともに，かかりつけ医をはじめ，相談・支援等の対応ができる人材を幅広く育成するよう一層取り組むこと。
- (4) うつ病で休んでいる方の職場復帰等を円滑に進めるため，職場における復帰支援が適切に行われるよう助言・相談を行う労働局，産業保健推進センター等と連携，協力するとともに，地域，職場，学校との連携を強化し，相談等の復帰支援の充実に一層取り組むこと。
- (5) 地域自殺対策緊急強化基金は平成23年度までとなっているが，自殺・うつ病対策は，持続的に行う必要がある。平成23年度予算においては，基金のさらなる有効活用等を図るため，事業の前倒しなど工夫して取り組むとともに，継続して事業を行うために，国に対し要望するなど，平成24年度以降の予算の確保に取り組むこと。
また，国に対して，うつ病対策事業の所要の予算額確保について要望すること。
- (6) 国に対して，うつ病の研究等の一層の推進及び新たに診療報酬で認められた認知行動療法の普及を図るための早急な環境整備を要望すること。

1 国・本県におけるうつ病等総患者数

(1) 患者数（推計）の推移

厚生労働省が行っている「患者調査」※によると、躁うつ病を含む気分障害（以下、「うつ病等」という）の総患者数は、平成8年の43万人が、平成20年では約104万人と約2.5倍に増加。うち、平成20年の本県におけるうつ病等総患者数は、1万人である。

※ 全国の医療施設を利用する患者の傷病などの状況を把握するために3年に一度実施する標本調査で、10月の指定した1日に受診した患者数から個々の疾病に係る患者数を推計。

図1 国のうつ病等総患者数の推移（上段：女，下段：男）

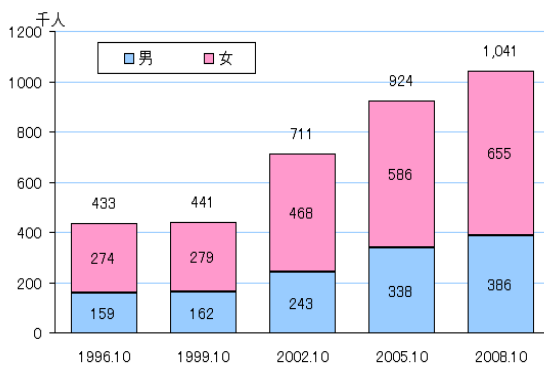
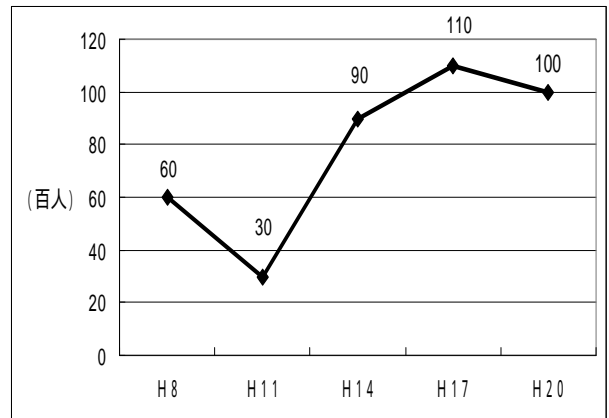


図2 本県のうつ病等総患者数の推移



(2) うつ病と自殺（警察庁統計）

- ① 平成21年自殺者数 全国32,845人，本県470人
- ② 平成19年から平成21年の3年間に於いて、「うつ病」が自殺の主な原因とされている者は301人で、「健康問題」が主な原因とされている者の39.5%となっている。

2 本県におけるうつ病の治療・相談機関の状況等

保健所や精神保健福祉センターでのうつ病の相談件数は増加している。

今後も、継続した普及啓発・発病予防（一次予防）、早期発見・早期治療（二次予防）、早期回復・社会復帰支援（三次予防）の積極的な取組と、既に行われている先駆的な取組の各保健所への普及・実践が必要となっている。

(1) 精神疾患の診療機関及び専門医の配置

うつ病を含む精神疾患の診療に当たっている精神科医療機関数及び専門医数は、次のとおりである。（平成21年6月現在）

精神科医療機関・専門医の数

	箇所数	医師数 総数	医師数内訳	
			常勤	非常勤
精神科病床を有する病院	52	396 (注1)	221	175
精神科クリニック (注2)	24	28	25	3

(注1) 単科の精神科病院以外については、精神科医療に従事する医師数のみ計上

(注2) 「心療内科」のみを標榜しているクリニックは含まず

(2) 相談機関

県内の全保健所において、主に地域精神保健福祉活動の一環として、うつ病を含む精神障害者及び家族等に対し、相談（面接・電話）、訪問指導等により支援を行っている。

また、精神保健福祉センターは、精神保健福祉に係る技術的拠点として、保健所等での処遇困難事例や来所・電話による相談等に対応している。

市町村においては、保健センター等で保健師が対応している。

(3) 本県におけるうつ病対策

普及啓発

- ・ 講演会、心の健康を考えるつどい
- ・ リーフレットやホームページ、各保健所での研修会等
- ・ 地域・職域・学校連携推進委員会等での啓発 など

② 相談支援

保健所における相談、家庭訪問件数（鹿児島市保健所も含む）

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21
相談	104	116	132	280	314
家庭訪問	—	228	281	470	437

※「心の健康づくり」と計上されているものの数

精神保健福祉センターにおける相談件数

区分\年度	H18	H19	H20	H21
来所相談	—	21	25	41
電話相談	218	156	261	427

※H20までは、「心の健康づくり、その他」と計上されている数

H21は、「心の健康づくり」、「うつ、うつ状態」と計上されている数

自殺予防情報センターにおける相談件数

区分\年度	H21
来所相談	12
電話相談	59

自殺予防情報センターは、自殺に関する情報の収集・分析や自殺に関する相談対応、自死遺族支援等を実施するために、精神保健福祉センター内に平成21年9月1日に開設された。

「こころの電話」における相談件数

区分\年度	H17	H18	H19	H20	H21
電話相談	1,641	2,155	2,178	1,737	1,719

③ 関係機関等の連携体制

- ・ 相談機関と専門医療機関等との連携
- ・ 自立支援医療（精神科通院）制度による受療支援

図3 うつ病対策の推進体制（イメージ図）

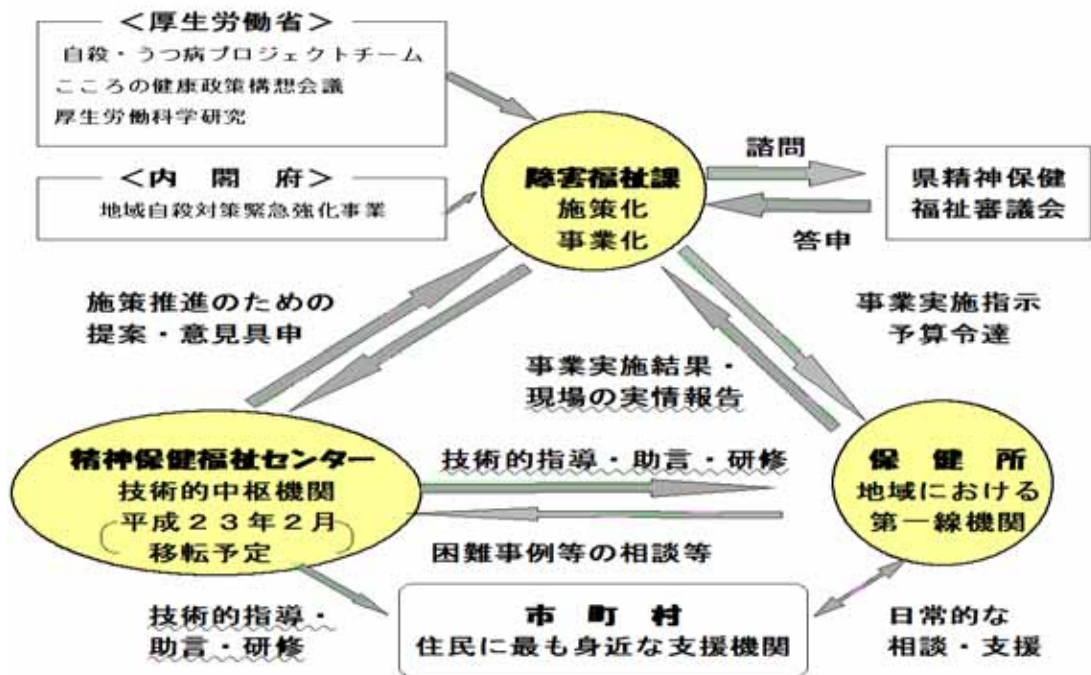
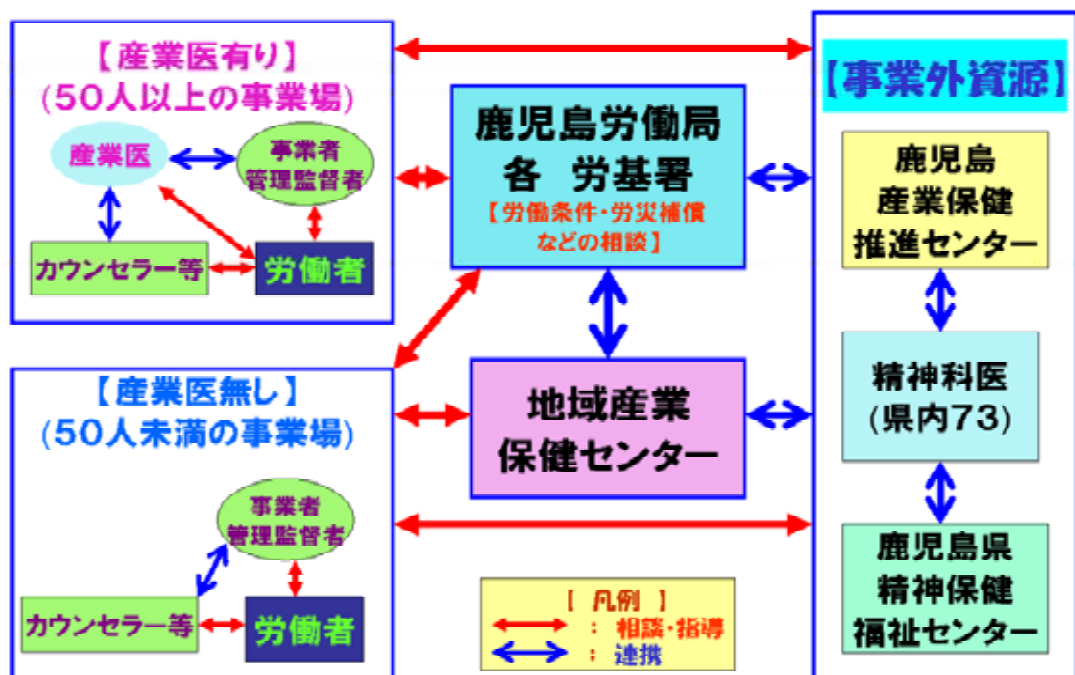


図4 働く人のメンタルヘルスネットワーク

鹿児島労働局 労働基準監督署 鹿児島産業保健推進センター編
「働く人のメンタルヘルスネットワーク」より抜粋



- ④ 相談・支援ができる人材の育成
- ・ かかりつけ医うつ対応能力向上研修
 - ・ 保健所，市町村等行政職員研修
 - ・ ゲートキーパー養成研修 など

- ⑤ 先駆的な取組「こころの健康科学研究事業 自殺対策のための戦略研究」
（平成17年度～21年度、伊集院保健所及び川薩保健所で取組）
 - ・ 健康教育用DVD作成・活用
 - ・ うつスクリーニング など

3 予 算

国は、自殺者を減らす支援策を拡充し、精神保健や債務問題の相談窓口の拡充を自治体に働きかけるなど自殺対策を強化している。

県では、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、平成22年度から予算は大幅に増加したが、基金は平成23年度限りとなっている。

年 度	H21年度 (実績)	H22年度	H23年度 (見込み)	計
予算額(千円)	18,506	71,317	68,570	158,393

4 うつ病治療に関する最近の状況

(1) 認知行動療法

認知行動療法とは、ものの考え方や受け取り方（認知）に働きかけ気持ちを楽にしたり、行動をコントロールする治療法である。

ひとつの状況に対して、人によって、また時と場合によって、思考・感情・行動面での反応が異なるが、ひとつの出来事に対する考え方（認知）を、ストレスがかからないとらえ方にすると、そこから生じる感情も楽になり、日常生活でのストレスを和らげる効果があるとされている。

認知行動療法は、うつ病や自殺予防に対する有効性が示されている精神療法で欧米を中心に広く行われているが、日本ではまだ十分に普及していない。

平成16年度から6年にわたる厚生労働科学研究において、うつ病及び不安障害等への有効性が確認されたことなどから、平成22年4月の診療報酬改定で、保険点数化された。

認知療法・認知行動療法 420点（1日につき）

気分障害の患者について、習熟した医師が一連の治療に関する計画を作成し、患者に説明を行った上で、医師が一回につき30分を超えて診療を行った場合算定し、16回を限度に請求できる。

(2) 認知行動療法普及のための課題

治療時間の長さ、診療報酬の点数、認知行動療法に習熟した医師が行った場合のみが診療報酬請求の対象であることなど、認知行動療法の普及に当たっての課題がある。

- 〔 現在行われている通院・在宅精神療法（1回5分以上30分未満）診療報酬330点
- 〔 認知行動療法（1回30分以上） 診療報酬420点